

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条
<b>【改正の概要】</b>  食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和2年6月1日以降、本条例第2条に規定している食品衛生法第50条第2項が削除となり、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条に基づく規定となることから、本条例の一部を改正するものである。	
施行日	令和2年6月1日
<b>【その他参考事項】</b>	